

「ShiriBeshi グローカルインターンシップ」実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、北海道後志総合振興局（以下「振興局」という。）が主催する「ShiriBeshi グローカルインターンシップ」の実施に関する基本的な事項について定める。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- （1） 学生等 高等教育機関に所属する学生、高校生及び社会人をいう。
- （2） 参加者 「ShiriBeshi グローカルインターンシップ」によるインターンシップ（以下単に「インターンシップ」という。）を行う学生等をいう。
- （3） 受入先企業 第7条の規定による決定を受けた事業者をいう。
- （4） 研修 振興局において、第4条第2項の規定により振興局が別に決定する期間の開始時に実施する事前研修、当該期間の開始から概ね2週間後に実施する中間研修及び当該期間の終了時に実施する事後研修をいう。
- （5） 公式プログラム 第4条第2項の規定により振興局が別に決定する期間におけるインターンシップ及び研修をいう。
- （6） 多文化共生の場 多文化共生に理解のある地域づくりの実践に関与する者、後志地域を訪れる外国人等との交流を通じて、文化、習慣などの相互理解を深める場をいう。

（事業目的）

第3条 「ShiriBeshi グローカルインターンシップ」は、学生等を対象に後志でのインターンシップや研修、多文化共生の場を通じたグローバルな人材育成に取り組むことで、意欲的な若者を管内に呼び込み、更なる関係人口の増大を目指すために実施するものとする。

（実施期間）

第4条 「ShiriBeshi グローカルインターンシップ」は、一年度において、原則として、サマープログラム及びウインタープログラムの2回のプログラムを実施する。

- 2 インターンシップの期間について、サマープログラムにあっては7月1日から9月30日までの間、ウインタープログラムにあっては12月1日から翌年3月31日までの間とし、これらのうち振興局が別に決定するそれぞれ概ね1箇月の期間を公式プログラムの期間とする。
- 3 前項の規定により振興局が別に決定する公式プログラムの期間の前後に引き続く期間におけるインターンシップについては、同項に規定するサマープログラム又はウインタープログラムの期間のうち、それぞれ参加者と受入先企業が必要に応じて協議の上、実施するものとする。

（学生等の参加申込手続）

第5条 「ShiriBeshi グローカルインターンシップ」への参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、別に定める参加申込書等（日本語版及び英語版）を振興局が定める募集期間内に振興局宛てに提出するものとする。

- 2 前項の希望は、サマープログラム又はウインタープログラムにおいて実施される全ての公式プログラムに参加することが可能である者のみが行うことができる。

（受入先企業の受入申込手続）

第6条 受入先企業となることを希望する事業者（以下「受入希望企業」という。）は、別に定める申込書等を振興局が定める募集期間内に振興局宛てに提出するものとする。

(受入先企業決定手続)

第7条 振興局は、前条の規定により受入希望企業から提出された申込書等を審査の上、当該申込書等の内容が次に掲げる要件を全て満たすと認められる場合に、当該受入希望企業を受入先企業として決定し、通知するものとする。

- (1) 後志管内でインターンシップが可能な本店、支店又は営業所等が存在すること。
- (2) 労働基準法及びその他の法令を遵守していること。
- (3) 短期的な人手不足解消のための労働力としての扱いではなく、人材育成の観点からインターンシップとしての受入れが可能であること。
- (4) 多様性・国際性豊かな地域だからこそ学べる環境があること。
- (5) 宿泊場所の確保等生活面のサポートが可能であること。
- (6) 参加者に対して全ての公式プログラムに参加させることが可能であること。
- (7) 新北海道スタイルを実施していること。

(参加者の決定手続)

第8条 振興局は、参加希望者から第5条第1項の規定に基づき提出された参加申込書等を受入先企業へ送付する。

- 2 受入先企業は、原則として、全ての参加希望者へ面談を実施の上、採用予定の有無を決定するものとする。ただし、参加希望者が多数の場合等やむを得ないときは、当該面談に代えて書類審査により採用予定の有無を決定することができる。この場合において、受入先企業は採用予定者への面談を実施しなければならない。
- 3 受入先企業は、前項の規定により決定した採用予定の有無について振興局へ通知する。
- 4 振興局は、前項の規定により通知を受けた決定について、当該決定に係る参加希望者に対して通知する。

(受入れの中止)

第9条 振興局は、受入先企業による参加者の受入れが次に掲げる各号のいずれかに該当すると認められる場合に、当該受入先企業に対して参加者の受入れを中止させることができる。

- (1) 受入先企業が第7条に掲げる要件のいずれかに合致しないことが判明した場合
 - (2) 参加者がインターンシップ中に心身の不調を生じ、又はその継続により不調を生じるおそれがあると認められる場合
 - (3) 上記のほか、振興局において受入先企業による参加者の受入れの継続が困難と判断した場合
- 2 前項に該当する場合、振興局は受入先企業に対し、インターンシップの受入れについて中止すべき旨を通知するものとし、当該通知を受けた受入先企業は、振興局の指示に従わなければならない。

(事業の中止)

第10条 振興局は、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合、「ShiriBeshi グローカルインターンシップ」の実施を中止することができる。この場合において、振興局はその旨を参加者及び受入先企業に通知するものとする。

- (1) 事業の実施により振興局の業務に支障を生じ、又は支障を生じるおそれがあると認められる場合
- (2) 上記のほか、振興局が事業の実施が困難と判断した場合

(報酬)

第11条 参加者の報酬の支給の有無は、受入先企業において決定する。

(参加費用)

第 12 条 振興局は、参加者及び受入先企業から、「ShiriBeshi グローカルインターンシップ」への参加費を徴しない。ただし、「ShiriBeshi グローカルインターンシップ」への参加に伴って生じる経費は、原則として参加者の負担とする。

(インターンシップ中の事故等の補償)

第 13 条 受入先企業は、インターンシップ中の参加者の傷病、事故等に対して責任を負うものとする。ただし、参加者の故意又は重過失に起因する場合はこの限りでない。

(災害の補償)

第 14 条 参加者は、インターンシップ中以外の災害等に備え、自己の責任により傷害賠償保険に加入しなければならない。

(契約の締結)

第 15 条 受入先企業は、参加者の受入れに当たって、任意の様式により、参加者とインターンシップに係る契約等を締結するものとし、契約等の締結後速やかに振興局へ当該契約等に係る書類の写しを提出しなければならない。

(研修の証明)

第 16 条 受入先企業は、参加者の所属する大学等から求められた場合は、参加者のインターンシップの内容等について証明しなければならない。

(雑則)

第 17 条 本要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項については、振興局が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 5 年（2023 年）4 月 10 日から実施する。